

あしがり郷「瀬戸屋敷」施設利用規約

瀬戸屋敷貸館に関わる規約をここに定めます。

ご利用になられる際は、利用規約を遵守して下さい。

本規約をお守り頂けない場合、即刻ご利用を取りやめていただき、次回からのご利用をお断りさせていただく場合がございます。予めよくお読み頂き、ご理解ご了承の程お願い申し上げます。

(利用目的)

当貸館は主に生涯学習や地域活動の推進、郷土の歴史等の普及啓発、農産物の展示等を目的で利用することを原則とします。

宗教や政治等の目的、法律に反する目的、その他、許可なく火器を扱う行為、非常識的な行為等によるご利用は固くお断り致します。

施設は解放して利用することが原則です。締め切った状態での利用を希望される場合は職員に相談してください。

(利用時間)

ご利用時間は申し込みいただいた時間内でのご利用を厳守してください。

利用期間は最大2週間とします。使用時間は原則、開館時間の10時から17時、休館日(原則月曜日)を除きます。

(搬入・搬出)

搬入出は使用期間内及び、使用時間内で実施してください。

搬入出の際は裏門から車の進入ができますが、積み下ろしが終了したら、速やかに駐車場に車を移動してください。

利用時間中に出たゴミの持ち帰りにご協力をお願いします。

(利用制限)

利用者は、承認を受けた目的以外に施設等を利用しはその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸することができません。利用権を譲渡又は転貸した場合、直ちに利用を停止します。

また、損害が発生した場合は、その損害を全額賠償するものとします。利用申込受付後、または、利用途中においても、次の場合には当方の判断で申込の取り消しや利用停止の処置をとる場合があります。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対しても、当方は一

切の責任を負いません。

- ① 申し込み時の利用目的と実際の利用内容が著しく異なる場合。
- ② 利用承認申請書のご記入内容に、偽りがあると認められた場合。
- ③ 管理上または風紀上好ましくないと認められた場合。
- ④ 当方の許可なく、敷地内で販売、催事行為をした場合。
- ⑤ 危険物の持ち込んだ場合。
- ⑥ 人身事故、建物・備品等を破損・汚損・紛失した場合。
- ⑦ 展示および装飾施工上、会場内に穴をあけたり・強粘着テープ等を張られた場合。
- ⑧ 音、振動、臭気の発生等により、周囲に迷惑を及ぼす、またはその恐れがある場合。
- ⑨ 当方からの注意に従わず、また本規約に違反すると判断した場合。
- ⑩ 敷地内で無許可で火器を使用した場合、また喫煙をした場合。
- ⑪ 当方の許可なく敷地内で飲酒した場合。
- ⑫ 当方の許可なく、犬や猫などのペットを持ち込んだ場合。

(施設予約)

原則、使用日の3か月前から受付を開始します。

予約受付日から1週間以内に利用料金を支払ってください。支払いが確認できない場合は、他の利用者に貸し出すことがございます。

利用当日に利用承認申請書兼利用料金減免申請書を持参し利用前に職員に提示してください。利用時間は準備及び後片付け、確認時間を含みます。退出時間には後片付けを終了し、利用前の状態まで原状回復してください。使用報告書の提出をして、利用を終了とします。

(備品貸出)

貸出備品リストに掲載されている備品に限り、瀬戸屋敷備品借用申請書を記載した場合に備品の借用を許可する。借用した備品は使用目的以外で使用しないでください。使用后備品の点検及び清掃を行い速やかに返却してください。

また、電化製品を持ち込んで使用する場合は事前に職員にご相談ください。使用可能なコンセントをお伝えします。

(販売・催事)

敷地内で販売・催事行為を行う場合は事前に職員に相談し、瀬戸屋敷の指導に従うこと。
販売・催事行為の決定後、瀬戸屋敷の指導に従わない場合、出店を取り消す場合があります。

(1)販売・催事行為にかかる費用について

販売・催事行為には出店手数料として、総売り上げに下記割合を乗じた金額の合計が必要となります。

- ① 開成町内の団体・個人の販売行為 : 総売り上げに 10%を乗じた金額
- ② その他団体・個人の販売行為 : 総売り上げに 11 %を乗じた金額

(2)支払い方法について

請求書は販売・催事の終了後に発行します。指定の支払期日までに必ずお支払いください。
(請求書発行元：あしがり郷「瀬戸屋敷」、振込先：請求書記載)

(3)販売・催事行為について

- ① 出店に必要な備品は各自が持参し準備を行うこと。
- ② 過度な呼び込みは控えること。拡声器の使用も禁止とする。
- ③ 販売時間内の安売りは禁止とする。
- ④ 規定時間外の販売及び、販売時間の短縮は禁止とする。
- ⑤ 商品やメニューの値段表は各自で用意し、わかりやすいように表示すること。
- ⑥ 販売に付随するごみの整理、清掃、資材の設置・撤去について一切の責任を出店者が持つこととする。
- ⑦ 火器の使用は原則禁止とする。
- ⑧ 事故、怪我が起きないように十分注意を払うこと。
- ⑨ 原則、飲食提供は禁止とする。ただし縁日祭礼などの飲食物の簡易な調理、加工の届け出を行っている場合はその限りではない。
- ⑩ 販売、出展内容、価格について事前に瀬戸屋敷職員に届け出ること。
- ⑪ 緊急事態(事故、怪我等)あった場合を想定し、初動体制を整えておくこと。
なお、緊急事態があった場合は、直ちに瀬戸屋敷職員まで連絡すること。

以上

2017年4月1日 記載